

政務活動費 集計表【会派支出】

会派名 日本共産党長野市会議員団 11月分

研究研修費	調査旅費	資料作成費	資料購入費
10,641 /	0	13,658 /	9,810 /
広報・広聴費	人件費	事務所費	その他の経費
147,644 /	142,165 /	68,420 /	33,550 /
合 計			425,888 円 /

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 11 月 8 日 、			
支 払 先	長野県教職員組合 、			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研究研修費		会議室使用料	3,300
	調査旅費		(教職員との懇談)	
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計			3,300	円
(領収書添付欄)				

No

領收年月日 2024 年 11 月 8 日

長野県長野市旭町1098
一般財団法人 長野県教職員組合会館
登録番号 T4-1000-0501-0773
TEL 026-235-6995

下記のとおり領収致しました。ご利用ありがとうございます。

利用室料内訳

消費税率は10%

施設設備等利用料内訳

[illegible]

2024年11月6日

長野県教組長水支部様
長野市教職員組合様

長野市会議員団との懇談会開催通知

日本共産党市会議員団
団長 野々村博美

日頃からの教職員組合運動に敬意を申し上げます。

12月議会に向けて、貴組合との懇談会を下記のように計画をしました。大変お忙しいところとは思いますが、ご出席をお願いいたします。

記

1. 日時 11月13日（水） 午後6時30分～8時
2. 場所 長野県教育会館 3階第4会議室
3. 参加範囲
・長野県教組長水支部四役・長野市教職員組合四役・日本共産党長野市会議員団
4. 懇談内容
 - (1) 長野市教職員組合の対市要求内容について
 - (2) 子どもの権利を守る条例について
 - (3) 教員の働き方改革について
 - (4) その他

以上

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支払日	令和 6 年 11 月 10 日、			
支払先	ユーパレット長野北店			
活動に要 した経費		経費の内訳、算出根拠等		金額
	(該当項目に○)			円
	研究研修費		喫茶代	1,341
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計				1,341 円

(領収書添付欄)



領収シリア 登録番号：T3100001014168

ユーパレット長野北店 026-295-5366

2024年11月10日(日)18:26 ｼﾞﾝ0003

責No00000305先

※生茶 ラベルレス

3コX単414 ￥1,242

小計 ￥1,242

(外8% 対象 ￥1,242)

外8% ￥99

(税合計 ￥99)

合計 ￥1,341

nanaco支払 ￥1,341



領収シリア 登録番号：T3100001014168

ユーパレット長野北店 026-295-5366

2024年11月10日(日)18:26 ｼﾞﾝ0003

責No00000305先

※生茶 ラベルレス

3コX単414 ￥1,242

小計 ￥1,242

(外8% 対象 ￥1,242)

外8% ￥99

(税合計 ￥99)

合計 ￥1,341

nanaco支払 ￥1,341



2024 年 10 月 31 日

団体各位

「長野市議会12月定例会に向けた懇談会」のお知らせ

日本共産党長野市会議員団
団長 野々村博美

団体各位の皆様には、日ごろから市議団に対しご支援ご協力頂いていることに、感謝申し上げます。

先の総選挙では、日本共産党は皆さんと力を合わせてたたかいましたが残念ながら 8 議席に後退をいたしました。しかし日本共産党と新聞赤旗が、裏金問題を追及し、選挙最終盤には「非公認候補が支部長を務める支部にも 2000 万円」という大スクープによってついには自民党、公明党を過半数割れに追い込むことが出来ました。また長野市議会では、新友会による公職選挙法違反が疑われるもとで、政治倫理審査会が開かれ、党市議団も真相解明のため全力を尽くしています。物価高騰に加え賃金も年金も上がらないもと、繰り返される政治とカネをめぐる問題にまさに怒りが渦巻いています。

本市では運転手不足によるバスの減便、社会体育館の有料化、水道事業の広域化、子どもの権利条例、暮らし、営業、農業をどう支えていくのかなど、課題は山積となっています。党市議団は市民の皆さんと共に、力を合わせて市政を前に進めるため、これからも全力を尽くしていきます。

皆さんお忙しい中、またいよいよ冬を迎えるもとではありますが、下記の日程で市民団体との懇談会を開催いたします。万障繰り合わせの上ご出席いただきますようお願いいたします。

記

○日時 11 月 11 日（月）午後 1 時 30 分から

○場所 長野市役所 第一庁舎 7 階 第 3 委員会室

12 月議会 11 月 28 日（木）から 12 月 16 日（月）

連絡先：日本共産党市議団 TEL・FAX 026（266）7882

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 11 月 11 日			
支 払 先	NTTファイナンス			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	○ 広 報 ・ 広 聴 費		電話料 (10月分)	8,714
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	そ の 他 の 経 費			
			8,714 円	
(領収書添付欄)				

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 11 月 14 日		
支 払 先	(株) 蔦友		
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等	金 額
	(該当項目に○)		円
	研究研修費		
	調査旅費		
	資料作成費	カラー複合機賃貸借料 (10月分)	3,300
	資料購入費	コピー利用料 10月分	10,028
	広報・広聴費	振込手数料	330
	人 件 費		
	事務所費		
	その他の経費		
合 計			13,658 円

(領収書添付欄) 契約書は 5月分に添付

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	06 年 11 月 14 日										私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。									
	82 銀行										振込金額 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 1 億 3 千万 3 百 2 千 8 百円									
お振込先	支店(営業部)(出張所)										振込手数料(消費税込) 領収済 後納 振込金額 3万円未満 330円 3万円以上 550円 消費税率10% (左記以外)									
	預金種目 ☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他										フリガナ カフ ツ タ ト モ									
お受取人	おなまえ(漢字) (株) 葛 友 様										フリガナ ニホンキョウサントウナカ シカイキ インタ ン									
	おなまえ(漢字) 日本共産党 長野市会議員団 様										日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026)-(266)-(7882)									

◎振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。
 ◎振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
 ◎やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
 ◎手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。

・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。
 ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。
 お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。



登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

長野市大字鶴賀緑町1613番地

日本共産党長野市会議員団 様

締切日付 2024/10/31

得意先CD

株式会社 友 薦

NY 381-0022

長野市大字大豆島字中ノ島2923

TEL (026) 214-3311

FAX (026) 214-7750

取引銀行

八十二銀行

登録番号 T5100001002030

毎度お引き立てありがとうございます。今月の御請求額は下記の通りです。

繰越額 [A]				今回御買上額 [B]		
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計
				3,000	300	3,300

今回御請求額	
[A]+[B]	
	3,300

		

[illegible]

※：軽減税率対象品目

隨時

日本共産党長野市会議員団 様

得意先CD

八十二銀行

大豆島字中ノ島292
14-3311
14-7750

		

[illegible]

隨時

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 11 月 14 日			
支 払 先	(株) 蔦友			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	○ 事 務 所 費		パソコン,複合機賃貸借料(10月分)	26,400
その他の経費			330	
			合 計	26,730 円
(領収書添付欄) 契約書は 5月分に添付				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	6 年 11 月 14 日										私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。									
	お振込先 八十二 銀行										振込金額 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 2 億 6 千 4 百 0 十円									
お振込先	支店 (営業部) (出張所)										振込手数料 (消費税込) 領収済 後納 振込金額 3万円未満 330円 3万円以上 550円 消費税率10% (左記以外)									
	預金種目 ☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他										フリガナ (株) 蔦 友									
お受取人	おなまえ(漢字) (株) 蔦 友										フリガナ ニホンキョウサントウナカ									
	おなまえ(漢字) 日本共産党 長野市会議員団										フリガナ ニホンキョウサントウナカ									
ご依頼人	おなまえ(漢字) 日本共産党 長野市会議員団										フリガナ ニホンキョウサントウナカ									
	日中のご連絡先(電話・携帯番号) 026-266-7882										登録番号: T3100001002833 株式会社 八十二銀行									



隨時

隨時

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 11 月 14 日			
支 払 先	(株) 蔦友			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研究研修費			
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人 件 費			
	事務所費		プリンタートナーカートリッジ	41,140
	その他の経費		振込手数料	550
合 計			41,690 円	
(領収書添付欄)				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	6 年 11 月 14 日										私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。									
	お振込先 八十二 銀行										振込金額 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 4 億 1 千万 1 百万 4 万 0 円									
お振込先	支店 (営業部) (出張所)										振込手数料 (消費税込) 領収済 後納 振込金額 当行あて 3万円未満 330円 3万円以上 550円 消費税率10% (左記以外) 円									
	預金種目 ☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他										お受取人 フリガナ <input)="" <input="" type="text" value="ツタトモ"/>									
お受取人	おなまえ (漢字) (株) 葛 友 様										フリガナ ニホンキョウサントウナカ <input <input="" type="text" value="ン"/>									
	おなまえ (漢字) 日本共産党 長野市会議員団 様										日中のご連絡先 (電話・携帯番号) (026) - (266) - (7882)									

- ◎振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。
- ◎振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- ◎やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ◎手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。

- ・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。
- ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。
- ・お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。



登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

日本共産党長野市会議員団 様

得意先CD 

八十二銀行

大豆島字中ノ島29
14-3311
14-7750

今回御請求額	
[A]+[B]	
	41,140

※：軽減税率対象品目

隨時

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 11 月 22 日			
支 払 先	(株)電算			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	○ 広 報 ・ 広 聴 費	インターネット使用料 (10月分)		2,420
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計				2,420 円

(領収書添付欄)

23 06-11-22 WTU 2,420 AVISリョウ

御 請 求 書

380-8512
長野市緑町1613
長野市役所内7F

日本共産党長野市会議員団

様

請求番号 S24006334007 001 頁
2024 年 10 月 31 日発行

7380-0904

長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6



株式会社 電算

代表取締役社長 轟 一 太

TEL 026 (224) 6666

下記のとおりご請求申しあげます。

件名 50996 インターネット
令和6年10月分

ご請求金額 ￥2,420-

お支払期限 2024 年 11 月 30 日

登録番号 T1100001002083

お振込み先

◆八十二銀行〈銀行コード〉0143

電算機

上記の口座にお振込ください。

[illegible]

avis 総合案内
TEL 0120-551475 (フリーコール)
平日 9:00~18:00(土・日・祝日は除く)

合 計 金 額	2,200
消 費 稅 等	220
請 求 額 合 計	2,420

10%対象

2,420 (消費税)

220)

お知らせ

※本請求書のお支払いに関しましては、ご指定口座からの引落となりますのでお振込は不要です。

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 11 月 25 日 、			
支 払 先	新日本婦人の会 、			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資料購入費	定 期 購 読 料	「新婦人しんぶん」 11月分	410
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計			410 円	

(領収書添付欄)

No.

領 収 書

- ☐ 会費(しんぶん代含む)
☒ 新婦人しんぶん購読料

日本共産党長野市議員団 様

金 410 円 11月分(〒 円)

R6 年 11 月 25 日

上記の金額たしかにいただきました。ありがとうございました。

新日本婦人の会 ()



政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 11 月 25 日			
支 払 先	アートワークセツ			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	○ 広 報 ・ 広 聴 費		ホームページ管理更新料(2024年11月分)	22,000
	人 件 費		振込手数料	110
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計				22,110 円

(領収書添付欄)

◆◆ ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
061125	222010175	0143	
店舗番号	口 座 番 号		
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お 取 引 金 額	
お支払		¥22,110	
お取引時刻		お 取 引 後 残 高	
13:43	*****		
長野銀行			
受取人	ト)アートワークセツ 様		
依頼人	ニホンキョウサントウナカノシカ様		
振込日	06-11-25		
振込金額	¥22,000		
振込手数料	¥110		
1125018			

◆◆ 八十二銀行

◆◆ ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
061125	222010175	0143	
店舗番号	口 座 番 号		
09			
お取引内容	ご利用手数料 (消費税込)	お 取 引 金 額	
お支払		¥22,110	
お取引時刻		お 取 引 後 残 高	
13:43	*****		
長野銀行			
受取人	ト)アートワークセツ 様		
依頼人	ニホンキョウサントウナカノシカ様		
振込日	06-11-25		
振込金額	¥22,000		
振込手数料	¥110		
1125018			

◆◆ 八十二銀行

写

請求書

日本共産党長野市会議員団 御中

合同会社アートワークセツ
登録番号:T6100003006490
〒383-0042
長野県中野市大字西条
982番地15、1階
TEL: 080-6933-3998



請求書番号:2835
請求日: 2024/11/20
お支払期限: 2024/12/31

件名: ホームページサポート

ご請求金額 22,000 円

納品日	品目・納品書番号	単価	数量	単位	価格
2024/11/20	サポート	22,000	1	月	22,000
	値引き	-2,000	1		-2,000
小計					20,000
消費税額合計					2,000
合計					22,000

税率別内訳			
	税抜金額	消費税額	税込金額
10%	20,000	2,000	22,000

振込先

- 長野銀行 支店名: [Redacted]
口座名義: 合同会社アートワークセツ
- 長野信用金庫 支店名: [Redacted]
口座名義: 合同会社アートワークセツ
- 八十二銀行 支店名: [Redacted]
口座名義: 合同会社アートワークセツ
- GMOあおぞらネット銀行 支店名: [Redacted]
口座名義: 合同会社アートワークセツ

備考

※誠に恐れ入りますが、お振込み手数料はご負担をお願いいたします。

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 11 月 25 日			
支 払 先	信毎セミナー			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研究研修費		11月セミナー受講料	6,000
	調査旅費		(参加者: 野々村)	
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人 件 費			
	事務所費			
	その他の経費			
	合 計			6,000 円
(領収書添付欄)				

領 収 書

共産党長野市議団様

¥ 6,000

但し 11月セミナー受講料として

上記の金額を領収いたしました

令和 6 年 11 月 25 日

信 毎 セ ミ ナ ー

信濃毎日新聞社内

〒380-8546 長野市南県町 657

TEL : 026-236-3388 (直通)

行政視察報告書 (No.1)

2024年11月27日

報告者氏名 (代表) 野々村 博美

次のとおり、視察をしましたので関係書類を添えて報告いたします。

1 視察者氏名

野々村 博美			

2 視察期間

2024 年 11 月 25 日 ~ 年 月 日

3 視察先、視察事項、選定理由

視 察 日 時	視 察 先	視 察 事 項 及 び 選 定 理 由
2024 年 11 月 25 日 13 時 00 分 ~ 14 時 30 分	ホテル国際 21	「新政権下の米国と世界経済」 講師 吉崎 達彦 氏 <(株)双日総合研究所チーフエコノミスト>
年 月 日 時 分 ~ 時 分		
年 月 日 時 分 ~ 時 分		
年 月 日 時 分 ~ 時 分		

信毎セミナー 11月例会

新政権下の米国と世界経済

(株)双日総合研究所 チーフエコノミスト吉崎 達彦さん

11月5日のアメリカ大統領選挙。事前の予想では、民主党候補ハリス副大統領と共和党候補トランプ前大統領がほぼ互角だとされ、米メディアは「世紀の大接戦」と報じていましたが、結果はトランプ氏の返り咲きが決まりました。

新政権下の米国はどのような道に進むのか、世界経済はどう動くのか…専門家が解説します。

講師略歴 1960年富山県生まれ。1984年一橋大学卒、日商岩井入社。広報誌「トレードピア」編集長、米ブルッキングス研究所客員研究員、経済同友会代表幹事秘書・調査役などを経て企業エコノミストの世界に。日商岩井とニチメンの合併を機に2004年から(株)双日総合研究所副所長。17年より現職。関心領域は日本経済、米国政治、外交・安全保障論など。一般財団法人国際開発センター理事、NPO法人岡崎研究所理事などを務める。ウェブサイト『溜池通信』(<http://tameike.net>)を主宰。「モーニングサテライト」などでコメンテーターを務める。

☆12月例会は12月17日(火)長野ホテル犀北館。

講師は国際日本文化研究センター 助教の呉座勇一(ござゆういち)さん。

演題は「川中島合戦に学ぶ戦略的思考」です。次回もぜひご参加ください。

信毎セミナー 11月例会報告

野々村博美

講演

新政権下の米国と世界経済

講師 (株) 双日総合研究所 チーフエコノミスト吉崎達彦氏

11月5日の米国大統領選挙

トランプの再選。

今回の選挙結果の特徴は

- ① 一般投票数も共和党が優っていた。通常は共和党が勝っても一般投票数の合計では民主党が多い。この間3回のトランプの一般投票数は伸びていて多分「俺はすごい」と自信を強めている。
- ② 共和党と民主党の得票数の合計は2000年選挙では約1億だが2024年は1億5千万に膨れ上がっており、これは接戦を繰り返した結果
- ③ 選挙資金を見るとトランプが3億8千万、それに対してハリスは10億ドルを集めた。にもかかわらず、民主党が敗北。民主党は深刻に受け止めているはず。一方ト

ランプはますます「頭に乗る」構図。

2024年の連邦議会はトリフェクタ（トリプルレッド）

安定したトランプ政権になるのかということそうではない

米国の場合、大統領任期は4年で2期まで、上院は6年で2年毎の改選。下院は2年の任期。今回改選となった上院議員は6年後でないと改選にはならず、トランプに付度することはない。

任期がずれているので、憲法を改訂して大統領任期を延長するなどの手続きは大変面倒でできない仕組みになっている。トランプの勢いは4年は続かない。

今後の経済の見通し

中国はデフレがはじまっているとみるべき。米国を追い越すことはないだろう

インドの経済発展がすごい。ドイツ・日本は抜かれていく。

今後の政策の課題

○環境・エネルギー問題 パリ協定の離脱 脱炭素はどうか

日本は再エネ、原発が必要

○不法移民問題 メキシコとのバトルは必至

○関税引き上げ 米中関係の悪化 日本への影響も大きい

○トランプ減税 米長期金利は上昇するかも。

トランプ政権下の日米関係

8年前安倍と会談したトランプとは違う。世界の面倒なトップと渡り合ってきた。

石破は日米地位協定の見直しなどできっこない。国内の基盤を安定させることが必

要。都議選、参院選の地滑り的な敗走を懸念。来年の万博を上手に使うことが必要。

政務活動費 報告書【会派支出】

日本共産党長野市会議員団

会派名

支 払 日	令和 6 年 11 月 25 日			
支 払 先	弁 護 士 武 田 芳 彦			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)			円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費		振込手数料	550
	○その他の経費		弁護士 相談料	33,000
合 計			33,550	円
(領収書添付欄)				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日	6 年 11 月 25 日										私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。									
お振込先	八十二 銀行										330000									
	支店(営業部)(出張所)										振込金額									
お受取人	ヘンコシタケタヨシヒコ										おなまえ(漢字) 弁護士 武田 芳彦 様									
	ニホンキョウサントウナカノシカイキインタン										おなまえ(漢字) 日本共産党 長野市会議員団 様									
ご依頼人	日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026)-(266)-(7882)										登録番号: T3100001002833 株式会社 八十二銀行									

振込手数料 (消費税込)	
☐ 領収済 ☒ 後納	消費税率10% (左記以外) 円
振込金額 3万円未満 330円 3万円以上 550 円	当行あて 330円 550円

◎振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。
 ◎振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
 ◎やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
 ◎手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。

・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。
 ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。
 ・お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。



請 求 書

2024(令和6)年 11 月 19 日

日本共産党 長野市議会議員団 御中

〒380-0842

長野市西町568-1

長野第一法律事務所

弁護士 武 田 芳 彦

TEL026-233-0345 FAX233-0340

(担当弁護士 一由貴史)

相談料を下記のとおり請求申し上げます”

合 計 金 額	33,000円(税込み)
---------	--------------

内 訳		
項 目	金 額 (円)	備 考
報酬	相 談 料	30,000 11月18日相談
	報 酬 金	
	旅費・日当	裁判所 支部 1回 円
	小 計	30,000
実費	印紙, 郵券, 謄 写料, 通信費, その他委任事 務処理に要す る費用	
		* 消費税対象外、源泉徴収なし
	小 計	0
預 り 金		* 消費税対象外、源泉徴収なし
消 費 税	3,000	報酬及び実費(*を除く)の10%
合 計	33,000	

(振込先銀行口座: 八十二銀行 弁護士武田芳彦)

内訳

消費税10%対象額	30,000
消費税	3,000
* 消費税対象外額	0

弁護士への相談内容

- ① 新友会が開催したモニター研修会で、参加者に一律 3000 円の交通費を支給していたが、公職選挙法上、違法にならないのか。

まず、①政活費支出として適正かという問題と②公選法上適法かという問題は別の次元の問題である。

①として支出基準上、適正であっても、②は別途検討が必要で、公選法上違法であ

れば結局、①政活費の支出としても問題があるということになる。政活費の支出は

あくまで公選法上適法なものであることが前提になっている。なお、検討時間の都

合上、本ペーパーは②を扱うもので①については別途検討が必要である。

- 1 適用可能性のある公選法⇒公職選挙法 199条の2 ^{個人} か 199条の3 ^{団体}

「会派」による寄付の場合、基本的には199条の3、その会派が「議員だけの集まりで実質的には複数議員の集合そのものである」という実態の場合には、199条の2が適用されることが考えられる。両者は、寄付規制についての要件が異なっている。

- 2 199条の3（団体）の場合、要件として「表示・類推」要件が必要となる（赤字部分）。※199条の2はこのような限定はない。

（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）

第百九十九条の三 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選

挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対し寄附をする場合は、この限りでない。

「これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法」とは、逐条解説（ぎょうせい社。令和3年）によれば、「これらの者の氏名を表示し」とは「直接公職の候補者等の氏名を表示すること」がこれにあたる。「●●商事株式会社社長甲山乙夫」と表示するような場合である。

「これらの者の氏名が類推されるような方法」とは、候補者「甲山乙夫」が代表取締役社長である会社名が「甲山商事株式会社」の場合その社名を表示して寄付した場合がこれにあたりと解されている（1583～4P 参照）。

資料の平成30年11月5日「長野市議会新友会会長 小林義直」名義での「モニター研修会」については、3000円の交通費の領収書の表示も同様であることを考慮すると、少なくとも「小林義直」議員については、「これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法」にあたりと解される。その他の新友会議員については、①当日の資料や研修会進行等で議員の名前が表示されているかどうか、②「長野市議会新友会」という団体が、社会通念上どのように解されるか、

等を考慮し判断することとなるが、仮に①において個別議員の氏名が表示されていなくても②として、「長野市議会新友会」がHPなどで会派として所属議員を明示して対外的に宣伝しているような場合には、その全員の議員の氏名が実質的には表示されている（新友会としての活動＝同会所属議員全員の活動と社会通念上理解される）とも解される余地は十分にある。

全員の活動として

※なお 3000 円の支出が「寄付」にあたるかどうかの論点は、この表示類推性の論点とはまた別にあることに留意。

3 199 条の 3 が「表示・類推要件」の制約で適用できないとした場合、199 条の 2 の 1 項（候補者等本人の規制）の適用可能性を検討する。

※199 条の 2 には「表示・類推要件」がなく、①新友会の活動が候補者等本人の活動と考えられるか、②「寄付」性と寄付の「適用除外」の論点が主たる問題となる。

①形式的には「新友会の活動」が「候補者等本人の活動」として 199 条の 2 を適用できるか？

今回の支出は会計上は新友会として支出されており、研修会も新友会が開催主体であるため、形式的には議員本人の活動ではなく新友会としての活動であると解され、本人の活動を規制する 199 条の 2 が適用できるかは微妙である。新友会と当該

→政策モニター 議員1人でも名義している事. 若くは個人では?

研修会の実態等を踏まえて検討されることとなるが、判断材料がなく現時点では判断できない。

新友会が長野市議会の議員だけで構成されるものであるとすると、その活動の実態は「複数議員 A、B、C・・・の連合しての活動そのもの」と解する余地はある。

第百九十九条の二

1 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗きよう応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第百九十九条の五第四項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、こ

1人6人
元ニター持てい。

の限りでない。

② 寄付性（寄付の定義は 179 条）

第百七十九条 この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束をいう。

2 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

3 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をいう。

4 前三項の金銭、物品その他の財産上の利益には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含むものとする。

ア 一律 3000 円の交通費を渡していたことについてこれが寄付にあたるかは、新友会の「政策モニター研修会」が「専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会」にあたる^{179条}とした場合でも「必要やむを得ない実費の補償」のみが許容されていることに鑑みれば、交通費といえどもあくまで実費精算^{判断できる。}が原則と考えられるため、個別の参加者の交通費の実費を超過することはその超過部分については実質的には「寄付」に該当すると考えられる。

この点は、シチュエーションを異にするが、趣旨として類似のものを含む 197 条の
2 (選挙運動の実費弁償、報酬の額) を受けて定められている「政令」で、「選挙運動
に従事する者一人に対して支給することができる実費弁償の額の基準」として「鉄道
道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額」「車賃 陸路
旅行について、路程に応じた実費額」と「実費額」が定められていることから、地
盤培養行為の禁止を趣旨とする寄付規制においても、同様に実費弁償のみが許される
ものと解される。

この点「長野市の政務活動費の指針に則した支出である」という釈明は、そもそも
当該指針は、「政務活動費としての支出として適正かどうかの運用指針」であるので公
選法上の適法性を左右するものではなく公選法上の議論としては関係がないと考えら
れる（指針のどの区分（旅費なのかそれ以外の区分なのか）にあたるのかという問題
も、政務活動費の支出が指針に適合していたかという議論上は意味があるかもしれな
いが、「公選法上の議論」としてはあまり意味がない）。

イ ケーキセット 1500 円については、199 条の 2 の解釈として「湯茶及びこれに伴い
通常に用いられる程度の茶菓を提供することは、必要やむを得ないものであればでき
る」とされているため、「通常に用いられる程度」かどうか「必要やむを得ない」かが
問題となるが、一律にいくら以上は寄付になるというものはなく社会通念で判断され
ることになる。ホテルでケーキセットを頼めば 1500 円程度になることは通常である

が、「ケーキセット」でなければならないのか、「コーヒーのみ」でも良いのではない
か、そもそもホテルではなく、公共施設で開催して、100 円のお茶とコンビニのお菓
子程度で済ませられる可能性もあることに鑑みると断定はできないが「通常に用いら
れる程度」とはいえないし「必要やむを得ない」とはいえないように思われる。以上